

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年11月29日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

記

平成29年度定期監査

1 委託業務における積算額の誤り及び不適正な契約金額決定過程について[ICT推進課]

【指摘事項】

情報化推進支援（ITアドバイザー）業務委託における平成29年3月8日付け起案の事業決裁を点検したところ、委託料の積算書に記載された計算式と合計額が一致していなかった（計算式では1,626,500円となるべきところが、合計額は1,851,500円となっていた。）。この事業決裁には、後に契約の相手方となる業者から同月3日付けで提出された参考見積書（金額は1,851,000円）が添付されていたが、その後、この業者が単独随意契約の相手方となって同月27日に実施された見積執行において、予定価格と同額の見積金額1,851,000円で契約金額が決定されていた。

これら一連の契約金額の決定過程についてのICT推進課の説明は、業務実施内容について当該業者と事前協議を行った上で参考見積書を提出させ、市側の積算（計算過程を誤っていた。）や予定価格決定の参考としていたとのことであった。さらに、その事前協議に基づく

結果（参考見積額）は、市側の業務内容の説明と業者側の費用面の希望との折衷案であるとの認識であった。

以上の経過については、契約における予定価格の積算額の算出に当たって単純な計算誤りがあったというだけに止まらず、業者選定部会における単独随意契約方式及び見積参加者の決定前に特定業者との間に事実上の業務内容のすり合わせや価格協議を行っていたことを窺わせるものである。

もとより、予定価格の決定は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならない（市契約規則第10条第2項）とされており、本件のような積算過程や予定価格の決定方法は、この規定に反するものといわざるを得ず、さらに契約手続上も「なれ合い」とも受け取られかねない経過をたどっていることから、是正・改善を求めるものである。

【措置の状況】

① 積算額の誤りについて

本件は、積算担当者が参考見積書をもとに積算表内訳に入力したところ、計算式に誤りがあり個別小計と総額の不一致に気付かないまま決裁に供し、また、決裁過程の各担当者もその誤りに気が付かなかったことが原因であります。

このため、積算書については、決裁過程で複数人が読み合わせすることで、積算誤りの防止を図ることを課内で周知徹底しました。

② 不適正な契約金額決定過程について

見積価格については、委託事業内容を協議の上参考見積を徴取し、これまでの落札実績などから総合的判断による適正額での予算化を行ってきましたが、見積執行直前に、基礎となる人件費が社会情勢等で変動がないかなどの理由により、3月に改めて参考見積徴取するなどの行為が、不適正な価格協議とも受け止められかねない行為であったことは、ご指摘のとおりであります。

次年度契約にあたり、担当する全ての職員に対し、課長補佐をリーダーとして、改めて契約事務引きと法令解説とをOJTとして実施しております。留意すべきポイントとして、過去の類似する業務や積算資料、市場の動向価格などを調べた上、自ら積算することを徹底しました。

また、積算根拠と積算額については、担当者以外の職員1名、係長の2名で再チェックを行うことを徹底し、これにより、市契約規則どおりの事務を執行する体制を確保することが

できました。

2 委託契約事務の不備について[ICT推進課]

【指摘事項】

情報化推進支援（ITアドバイザー）業務委託について、支出負担行為伺書に専決者である課長の決裁印がない状態のまま市長印を押印した契約書が作成され、予算執行されていた。

このような契約事務の不備は、作成された契約書の真正さに疑いを生じさせるだけでなく、市政に対する市民の信頼を失いかねないものである。

なお、本件については、公印管理を所管する総務局行政管理課の審査をすり抜けていることが判明しているため、内部統制の観点からの評価及び意見を別途内部統制監査において述べることとする。

【措置の状況】

担当者の契約締結までの時間的制約から事務執行のルールを逸脱し、公印審査に必要な支出負担行為への最終決裁者押印前に行政管理課の公印審査に付した契約事務、財務事務の不習熟なことが原因であります。

再発防止策として、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の再読、当課の内部統制用リスクチェックリストを確認し事務フローについて、課内で再確認を行いました。

また、公印審査を受けるため、担当者が書類を持参する際、最終決裁者（電子決裁）の完了について、係長が画面確認を行うこととしました。

3 行政財産目的外使用許可に伴う実費徴収の納入義務者の誤りについて[企画課]

【指摘事項】

企画課が所管するJR東静岡駅北口市有地の一部については、「東静岡アート&スポーツ／ヒロバ推進事業」を実施する実行委員会に対して行政財産目的外使用許可を行っており、その許可条件の中には、実行委員会が電気設備及び水道設備を使用した場合は電気料及び水道料金相当の実費を市に対して支払うことが定められている。

一方、実行委員会が委託している当該事業の企画運營業務に係る経費の中には光熱水費が含まれていることから、企画課は前記許可の名宛人である実行委員会ではなく企画運營業務受託者を許可条件に基づく電気料及び水道料金相当の実費の納入義務者として歳入調定し、実際に納付させていた。

このように、納入義務者を誤り、実際に納付が終了してもなお誤りに気付かないまま事務を進めていた原因は、平成28年度各種会計決算の審査意見でも述べたとおり、実行委員会と企画運營業務受託者の責任の範囲が曖昧なまま、法的整理を十分に行わずに事務が執行されてきたことにあると考えられるため、改めて、本市、実行委員会及び企画運營業務受託者の関係を明確にしてこの施策を円滑に推進してゆく必要がある。

【措置の状況】

実行委員会と企画運營業務受託者の責任の範囲が曖昧であり、市が電気・水道料金の負担をすることとなっていたことが指摘事項の主な原因であるため、以下のとおり必要な手続きを実施し、市と関係者の関与の在り方を見直しました。

(1) 実費徴収の納入手続の是正

ア 平成29年度分

誤って納入してしまったものを還付し、出納整理期間内に正しい納入義務者から納付させました。

イ 平成30年度分

敷地全体を実行委員会の責任の範囲とし、電気事業者及び上下水道事業者との契約相手方を実行委員会としました。

(2) 本市、実行委員会及び企画運營業務受託者の責任の明確化

敷地の北側について、実行委員会に対し、行政財産目的外使用許可を行っていましたが、北側の駐車場兼イベントスペース及びローラースポーツパークを実行委員会が管理する一方、南側の芝生広場を市が管理していたという点に問題があったため、以下のとおり責任の明確化を図りました。

ア 実行委員会が敷地全体を一体的管理することとしました。

イ 実行委員会と企画運營業務受託者の関係を明確にしたフロー図を作成し、委託契約による役割分担を明確化しました。

ウ 市の部署間の連携を図り、ヒロバの一体的な運用を図る観点から、市の所属ごとの役割を明確にした上で関係所属の職員を新たに実行委員会の委員として加えることとしました。

4 委託業務に係る現場責任者の選任通知の未受領等について[戸籍住民課]

【指摘事項】

葵区役所戸籍住民課における届出証明等記載指導及び案内業務は、民間事業者への業務委託によって実施されており、委託契約書には、受託者は従事者のうちから現場責任者を選任して市に通知すると定められていたが、その通知書は提出も受領もされていなかった。一方、この業務に係る報告日報の4月から9月までの分の報告者欄には、特定の者（常勤の従事者で、戸籍住民課が現場責任者として認識していたとするもの）の押印があったが、そのうち8日分についてはその者以外の者の押印があった。

この点について戸籍住民課に確認したところ、通知書の受領を失念していた上、現場責任者と認識していた者以外の者による報告印の押印の問題点については把握すらしていなかった。

このことは、委託又は請負の名の下に事実上の派遣労働が行われる「偽装請負」を防止するために定められた「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準 を定める告示」に抵触するおそれのある杜撰な対応であり、戸籍住民課と受託者は、改めて法令遵守及び委託契約の適正実施を図る必要がある。

【措置の状況】

- (1) 委託契約書に基づく現場責任者の選任通知については、担当者が受託者から提出された従事者通知が選任通知と兼ねるものと認識していたことが原因でした。このため、受託者から現場責任者と副責任者を選任する旨を明記した通知を提出させることとしました。報告日報の報告者は正副の責任者とし、委託契約の適正化を図りました。
- (2) 今後の再発防止策としては、確認のためのチェックリストを作成し、相手方から提出された契約書に基づく書類を、そのチェックリストにより担当者と担当係長で受領漏れや内容に間違いがないかを確認することとし、さらにそのチェックリストを決裁に添付して課長が確認するようにしました。また、契約の仕様について職員に周知し、業務の適正実施を徹底しました。

5 学校等体育施設の利用許可事務について[スポーツ振興課]

【指摘事項】

静岡市立学校等体育施設利用規則第4条の規定により、学校等の体育施設を利用するときは、当該施設を利用しようとする者の属する学校等体育施設利用運営協議会があらかじめ教育長に申請し、その許可を受けなければならないとされているが、一部の申請については施設利用後に申請書が提出されていたにもかかわらず、スポーツ振興課はこれに対する許可を

行っていた。

【措置の状況】

職員及び学校体育施設利用運営協議会担当者の施設利用の基本ルールに対する認識の欠如と周知徹底不足が原因であるため、職員へ改めて「学校体育施設利用事業 事務処理の手引き」を確認させました。

また、学校体育施設利用運営協議会の事務担当者へ、利用申請書については、原則として利用する日の10日前までに提出するよう、平成30年3月16日に説明会を実施、3月22日に改めて文書で通知し周知徹底を図りました。

6 学校等体育施設の照明施設利用時の実費徴収について[スポーツ振興課]

【指摘事項】

静岡市立学校等体育施設利用規則第8条及び静岡市立学校等体育施設利用に係る事務処理要綱第5条の規定により、体育館等の照明施設を利用した者からは、実費として1時間当たり200円を徴収しなければならない。

この照明施設利用時の実費について、スポーツ振興課は申請時における利用予定時間数に単価を乗じた額を実費として利用者から徴収していたが、利用後の実績を確認していないため、徴収額が正確かどうか分からない状態となっていた。

また、申請者が利用予定を変更する場合にはその都度調定額を変更する必要があるが、これを翌月の実費徴収の際に当該変更分を加算又は減算して調整していた。

さらに、納期限についても利用許可書の交付日から1週間程度後の日付としていたが、前記の規則、要綱のいずれにもその規定がなく、根拠が不明確であった。

これらは、いずれも実費徴収の性格上照明施設の利用実績に基づいて納入させることが基本であるべきところ、その手続が曖昧なままであったことが原因であると考えられることから、実費徴収の方法について再検討すべきである。

【措置の状況】

体育館の照明施設の実費徴収手続きについて、規則、要綱ともに定めがなく、市直営の他の体育施設と同様に前納としていたことが原因であるため、「静岡市立学校等体育施設利用に係る事務処理要綱」を改正し、実績報告書の提出を定め、実費は実績に基づく後納とするよう改めます。

要綱の改正手続きは完了（施行：平成30年10月1日）し、各利用団体への周知徹底の期間を踏まえ、学校体育施設利用運営協議会への説明会を8月に開催しました。

7 駿府城公園内の自動販売機の許可について〔公園整備課〕

【指摘事項】

駿府城公園内の東御門付近に設置してある自動販売機3台については、都市公園法第5条第1項の規定に基づく設置許可のほか、市都市公園条例第4条第1項の規定に基づく行為許可も同時に行われており、それぞれについて使用料を徴収していた。

しかし、同条例第4条第1項ただし書には、同法第5条第1項の設置許可を受けた者については、同条例第4条第1項の行為許可は要しないものと明記されており、2つの許可が併存することはないものとされている。

この点について公園整備課に確認したところ十分な説明がなかったため、早急にこの件についての法的問題点を整理し、適切な措置を講じられたい。

【措置の状況】

公園内に自動販売機を設置する場合の使用料は、「都市公園法第5条」に基づく公園施設設置許可のみを徴収すべきでしたが、「静岡市都市公園条例第4条」に基づく公園内行為も同時に課し、使用料を二重に徴収してしまいました。

この二重徴収が生じた原因は、公園の使用料の徴収方法の変更時に、都市公園法による販売行為を伴う施設設置時の使用料の解釈と2つの許可が併存しないとした条例の理解が充分ではなかったことであると考えます。

今後は、平成30年度末を目標に、既存自動販売機の許可申請者への加重徴収額の返納をするとともに、平成30年度については都市公園法第5条第1項に基づく設置許可をしており、使用料の二重徴収は解消しました。